

登 録 証

東京都中央区新富二丁目 1 5 番 5 号
一般社団法人セメント協会
会長 諸橋 央典 殿

産業標準化法第 57 条第 1 項の規定に基づき登録試験
事業者として登録します。

登 録 番 号 100305JP
登 録 年 月 日 平成 22 年 10 月 21 日
登録更新年月日 令和 4 年 10 月 21 日
登録の有効期間 令和 8 年 10 月 20 日まで
試験所の名称 一般社団法人セメント協会 研究所
及び所在地 東京都北区豊島四丁目 1 7 番 3 3 号
試験方法の区分 別紙のと通りの 3 区分

令和 7 年 10 月 8 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 長谷川 史彦

(別紙)

登録年月日	平成22年10月21日
登録更新年月日	令和4年10月21日
登録の有効期間	令和8年10月20日まで

試験方法の区分の名称	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号
コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	試験方法規格 JIS R 5201 11 (ただし、附属書Cを除く)
	これを引用する規格 JIS R 5210 6.1 JIS R 5211 6.1 JIS R 5212 6.1 JIS R 5213 6.1 JIS R 5214 7.1
セメント・混和剤(材)試験	試験方法規格 JIS R 5201 7.、8.、9. (ただし、附属書Aを除く)及び10. (ただし、附属書Bを除く) JIS R 5203 (ただし、6.2.2、7.1.2、7.2.2.2及び8.2を除く)
	これを引用する規格 JIS R 5210 6.1及び6.3 JIS R 5211 6.1及び6.3 JIS R 5212 6.1 JIS R 5213 6.1 JIS R 5214 7.1
骨材・セメント・コンクリート化学分析試験	試験方法規格 JIS R 5202 (ただし、10.1、13.2、16.2、17.3、18.2、18.3及び附属書を除く) JIS R 5204 (ただし、附属書JEを除く)
	これを引用する規格 JIS R 5210 6.2 JIS R 5211 6.2 JIS R 5212 6.2 JIS R 5213 6.2 JIS R 5214 7.2

備考：登録の区分は、官報及び認定機関のホームページ等で公表された最新版の区分表が適用される
(以上)